

監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 600	監査基準報告書 600
グループ監査における特別な考慮事項 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 7 月 17 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 29 号) 《 I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《 2. 適用時期》 12. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。 (省 略) ・ 本報告書 (年 月 日) は、2027 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。 (省 略)	グループ監査における特別な考慮事項 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 2025 年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 29 号) 《 I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《 2. 適用時期》 12. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。 (省 略) (省 略)

改正案	現 行
《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《付録１ グループ監査人が、グループ財務諸表の監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができない場合における監査報告書の例示》（A45 項参照） 本監査報告書の記載例では、以下の状況を想定している。 ・ 適正表示の枠組みに準拠して作成された、 <u>公に取引されている事業体以外の事業体</u> の完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である（すなわち、監査基準報告書 600 が適用される。）。 (省 略) 以 上	《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《付録１ グループ監査人が、グループ財務諸表の監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができない場合における監査報告書の例示》（A45 項参照） 本監査報告書の記載例では、以下の状況を想定している。 ・ 適正表示の枠組みに準拠して作成された、 <u>非上場企業</u> の完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である（すなわち、監査基準報告書 600 が適用される。）。 (省 略) 以 上

以 上